

「子ども家庭総合支援拠点」の設置について

1 趣旨

平成28年度の児童福祉法の改正に伴いまして、市区町村が「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めることが明確化されました。本市において、管内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした支援のためのソーシャルワーク機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待防止支援を強化します。

2 現状及び課題

全国的に虐待相談件数が高まる中、本市が対応する相談件数も、ここ数年、増加傾向にあり、90件前後で推移しています。また、虐待により保護を必要とするケースも毎年発生しています。

このような状況を踏まえ、要保護児童や要支援児童となる前の段階で支援につながる体制を整備し、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応ができる体制を強化する必要があります。

3 業務内容

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

実情の把握、情報の提供、相談への対応、総合調整

(2) 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等への支援業務

危機判断と対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援・指導

(3) 関係機関との連絡調整

要保護児童対策地域協議会の活用、西部子ども家庭センターとの連携・協働

(4) その他の必要な支援

一時保護又は措置解除後の安定した生活を継続していくための支援、里親等が地域で孤立しないための支援、非行相談の対応

4 実施体制

(1) 運営主体

江田島市

(2) 類型及び職員体制

児童虐待防止対策事業の母子・父子自立支援員の兼務を、家庭相談員から子ども家庭支援員に変更し、正職員を含めて、常時2人体制を維持します。

類型	人口規模	子ども家庭支援員
小規模A型	児童人口：概ね0.9万人未満 人口：約5.6万人未満	常時2人

(3) 運営方法

子育て支援課において、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を担い、一体的に支援を行います。

5 今後の展開

当該拠点の整備により、早期支援体制が整備され、児童虐待を未然に防ぐ体制の充実に努めます。